

第9回委員会（H14.3.30開催）資料2 - 2

本資料は第9回委員会（H14.3.30開催）に提出された、淀川部会の中間とりまとめ資料です。

淀川部会の中間とりまとめ状況

- ・現在、下記のスケジュールでとりまとめを進める予定です。
- ・P3以降の中間とりまとめ（案）は、部会および作業部会の検討内容について報告するための、途中の段階のものです。部会長の確認前の内容であり、部会や作業部会で審議され、合意された（案）ではありません。

<これまでの中間とりまとめの検討経緯>

- 2 / 5 第12回部会で、中間とりまとめの進め方、作業部会メンバーを決定
- 2 / 12 第1回作業部会
- 2 / 23 第2回作業部会
- 3 / 1 第3回作業部会
- 3 / 14 第13回部会にて、作業部会から検討経過を部会に報告、その後意見交換。
- ~ 3 / 25 各委員から中間とりまとめ案についての意見を募集

<今後のスケジュール>

- 4 / 1 3 / 30 委員会議論をもとに、作業部会にて本とりまとめ案を修正
- 4 / 5 第14回部会にて最終的な議論を行う。
- ~ 4 / 10 部会での議論を受けて修正
- 4 / 11 合同勉強会にて発表し、委員会および他部会委員より意見を頂く。
- 4 / 12 ~ 合同勉強会での議論や部会委員からの意見を受けて修正し、最終とりまとめを行う。

第 13 回淀川部会（2002.3.14 開催）結果報告	2002.3.26 庶務発信
<p>開催日時：2002年3月14日（金） 15：00～19：00 場 所：大阪会館 Aホール</p>	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2「淀川部会中間とりまとめ（案）」について、修正、追加等の提案がある場合には、3月25日（月）までに庶務宛に提出する。 <p>2 審議の概要</p> <p>第8回委員会（2002.2.21開催）の報告</p> <p>資料1-1「第8回委員会結果概要」、1-2「第8回委員会 資料2」を用いて、庶務より委員会の中間とりまとめ（案）と意見交換の概略について報告が行われた。</p> <p>淀川部会中間とりまとめ（案）に関する意見交換</p> <p>資料2「淀川部会中間とりまとめ（案）：作業部会報告」について庶務より説明が行われた後、主に、淀川流域各河川の特性・現状・問題点、河川整備における考え方、計画推進の考え方、計画策定にあたっての留意点等について意見交換が行われた。</p> <p>一般からの意見聴取</p> <p>一般傍聴者5名から、中間とりまとめ（案）については「河川敷利用に関する現状認識」「土地利用制限の具体的内容の提示」「淀川の特長」等について発言が、また、ダムに関しては「利水を目的としたダム建設の必要性」「ダム等の撤去方法の検討」「住民の要望も反映した議論の必要性」について発言があった。</p> <p>今後の部会の進め方等について</p> <p>作業部会にて、本日の議論及び各委員から提出される意見を反映させ、第9回委員会（3/30開催）にて中間とりまとめ（案）を報告する。その結果を受け、次回の淀川部会では、最終のとりまとめに向けた議論を行う。</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を、発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

淀川部会中間とりまとめ（案）

<目次構成・案>

中間とりまとめにあたって

1. 現状とその背景
2. 流域整備の変革の理念
3. 整備計画の視点と基本的な考え方

以上は委員会のとりまとめに準ずる。

4. 淀川流域の現状と課題
 - 4-1 淀川部会で取り扱う範囲
 - 4-2 淀川それぞれの水系における現状と課題（木津川／瀬田川・宇治川／桂川／淀川本川）
5. 整備計画策定の方向性
 - 4-1 治水・防災
 - 4-2 環境
 - 4-3 利水・利用
6. 計画策定、推進のあり方

4 淀川流域の現状と課題

4 - 1 淀川部会で取り扱う範囲

- ・瀬田川・宇治川／木津川／桂川／淀川本川
- ・これらの河川と密接にかかわる流入河川
- ・都市、森林、農地等河川に影響があると考えられる流域全体

4 - 2 淀川それぞれの水系における現状と課題

1 特性

淀川本川をはじめとする各河川の特性を、次頁表に「地勢的特性」「歴史的特性」「社会的特性」「環境的特性」「文化的特性」の視点でまとめている。

2 課題・問題点

淀川本川をはじめとする各河川についての課題・問題点を、次次頁表に「全体」「治水面」「利水面」「利用面」「環境面」の分野別にまとめている。

淀川の特徴

◆淀川の特徴:人と川との長い歴史と文化を育んできた河川。他の河川との全く違う独特な河川

	地勢的特性	歴史的特性	社会的特性	環境的特性	文化的特性
淀川流域全体	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖という大湖沼と一体となった河川 気候、地形等が異なる川が集まっており、出水に季節差、時間差がある 大阪湾への連続性 南郷洗堰による水位調整 	<ul style="list-style-type: none"> 古代湖琵琶湖 上下流問題 日本の川づくりのパイオニア 都が長期間存在、古墳 	<ul style="list-style-type: none"> 河口部で大都市を遺流する稀な大河川 日本の社会経済文化を支えてきた地域 産業、人口の一大集積地。縦横に張り巡らされた交通網、人口密集地、地下街を抱える 	<ul style="list-style-type: none"> 固有種が存在 堤外地の樹林 	<ul style="list-style-type: none"> 水に関連する祭り 歴史・文化・芸術的価値のある景観（欄干、橋梁など） 水と暮らしの長いかわり（古代から）
木津川	<ul style="list-style-type: none"> 狭窄部(岩倉峡) 砂河川、土砂流出が多い 平常時流量、過去最大流量 高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム 	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀の歴史・文化(芭蕉等) 舟運 	<ul style="list-style-type: none"> 上流域の都市開発の急速な進展 漁業 	<ul style="list-style-type: none"> 上流から汚れている オオサンショウウオ ダム群の存在 河畔林 	<ul style="list-style-type: none"> 中部の文化圏との混在 漁業権
瀬田川、宇治川	<ul style="list-style-type: none"> 鹿跳の狭窄部、大峡谷 勾配が少ない 平常時流量、過去最大流量 天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰 	<ul style="list-style-type: none"> 巨椋池の干拓 軍事的要衝(宇治橋)、戦跡 土砂災害 	<ul style="list-style-type: none"> 洗堰、天ヶ瀬ダム、大戸川 漁業 	<ul style="list-style-type: none"> 横断方向の不連続 ヨシ原の存在(向島地区) 京都市石田処理場(排水量0,78t/s)、京都府洛南浄化センター(1.5t/s)などから京都市、京都府の下水が大量に流入 	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産 平等院(高床構造) 名橋(観月橋) 漁業権
桂川	<ul style="list-style-type: none"> 狭窄部(保津峡) 急峻な渓谷 平常時流量、過去最大流量 日吉ダム 	<ul style="list-style-type: none"> 古くからの灌漑 角倉了以の大堰川浚渫 	<ul style="list-style-type: none"> 農業との結びつき(多数の堰、農業用水等) 漁業 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の堰の存在 京都市鳥羽処理場(排水量8.21t/s)、京都府洛西浄化センター(1.5t/s)などから京都市、京都府の下水が大量に流入 アユモドキが棲息できる環境 	<ul style="list-style-type: none"> 桂離宮 漁業権
淀川本川	<ul style="list-style-type: none"> 高度に都市化された地区 瀬田洗堰や天ヶ瀬ダムなどにより水位が管理され流量の変動が少ない、湧水流量が豊富 汽水域(河口～淀川大堰)、湛水域(枚方大堰～枚方大橋)、流水域(枚方大橋～三川合流点) 平常時流量、過去最大流量 淀川大堰 	<ul style="list-style-type: none"> 古くから舟運、水路 水害の歴史 大和川の付け替え 	<ul style="list-style-type: none"> 上水、工水、農水、発電の供給源 河川敷公園利用者が多い 上流部に大都市京都を抱え、鴨川などで流域として密接なつながりがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ原の存在(鶴殿、豊里、中津地区) 干潟、ワンドの存在 イタセンパラが棲息できる環境 左岸に6カ所、右岸に3カ所の上水取水口が存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 文学の素材 八百八橋

淀川各河川の問題点

	全体的課題	治水	利水	利用	環境
淀川流域全体	<ul style="list-style-type: none"> 河川行政が分断されており、総合的な視野で河川管理を行うシステムになっていない。 川、水に対する人々の意識の低下 川の自然と触れ合う機会の低下 経済性、採算性への配慮が欠けている（不要な公共事業の抑制） 行政の財政難 生活様式の変容 河川整備と土地利用との整合がとれていない 地域の危険度が認知できていない 	<ul style="list-style-type: none"> 流域の都市化の進展(人口・資産の増加)に伴う人的・物的被害の増大 水路として洪水を早く海に流す管理のあり方 堤防直近の宅地化が急激に進んだ 脆弱な堤防の存在、上流部に依然として堤防未整備区間（堤防がない、高さが不十分等）がある。 狭窄部における上下流問題を抱えている。（桂川保津峡、木津川岩倉峡） 氾濫時に下流都市部の地下街への浸水の危険がある。 河川の改修、改善に関する制約が多い（用地確保難、ダムに適地が少ない） 水防組織の弱体化、高齢者 防災意識の低下 	<ul style="list-style-type: none"> 過大な水需要を前提とした水資源開発は、環境保全、経済性の考慮などの現状にそぐわない。 農業用水の取水実態など、流域全体の水需給状況が不明確 水需要予測の根拠の曖昧さ。予測の論拠が不明確。事業者の要望を積み上げて水資源開発計画を進めている。 水資源の限界、人々の節水行動、節水技術を想定せずに需要追従の予測している 水需給について総合的に調整、判断できるシステムになっていない。 水資源の限界、節水を意識しない「水を使いたいだけ使う」水利用 地球環境問題の影響、近年の少雨傾向などによる水の供給能力の不安定化の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 過度の都市的利用による川本来の機能の低下（生き物の住む場所の減少） 泳げない、遊べない川の形・水質 不法占有、不法耕作 河川敷の人工的利用が進展 	<ul style="list-style-type: none"> 自然の減少 外来種の増加 河道掘削・河川形状固定により、低水路と高水敷に完全に分離・固定され、自然に変動する水際・水辺が減少し、淀川固有の生態系が失われつつある。 依然として水質が悪い。特に底質が悪い。 河川敷のゴルフ場、運動場等の利用が進み、河川としての自然が失われている。 河川内の縦方向が不連続（堰等で分断されている）であり、魚類・水棲動物の上流への遡上が阻まれている。
木津川	<ul style="list-style-type: none"> 多数のダムの存在（土砂供給等の問題） 	<ul style="list-style-type: none"> 強度の低い砂堤防の存在 狭窄部の問題（上下流問題） 	<ul style="list-style-type: none"> 上流部での水質汚濁が進行 		<ul style="list-style-type: none"> 上流域での水質汚濁が進行 ダム、堰等で連続性が阻害
瀬田川・宇治川	<ul style="list-style-type: none"> 木津川のバックウォーターの影響等 	<ul style="list-style-type: none"> 流下能力最小地点が存在 		<ul style="list-style-type: none"> 観光（平等院等）と治水の問題 	<ul style="list-style-type: none"> 魚の遡上、流下についての琵琶湖との不連続
桂川	<ul style="list-style-type: none"> 狭窄部の問題（上下流問題） 		<ul style="list-style-type: none"> 農業用水の需要の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 観光（嵐山、保津川下り等）と治水の問題 不法占拠、不法工作物、不法耕作が多い 	
淀川本川 （3川合流地点以下）	<ul style="list-style-type: none"> 流路の固定化 河床低下 	<ul style="list-style-type: none"> 地下街等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し利用の問題 	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷の都市的利用が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 陸域化、不連続化

5. 整備計画策定の方向性

5-1 治水、利水・利用、環境の考え方

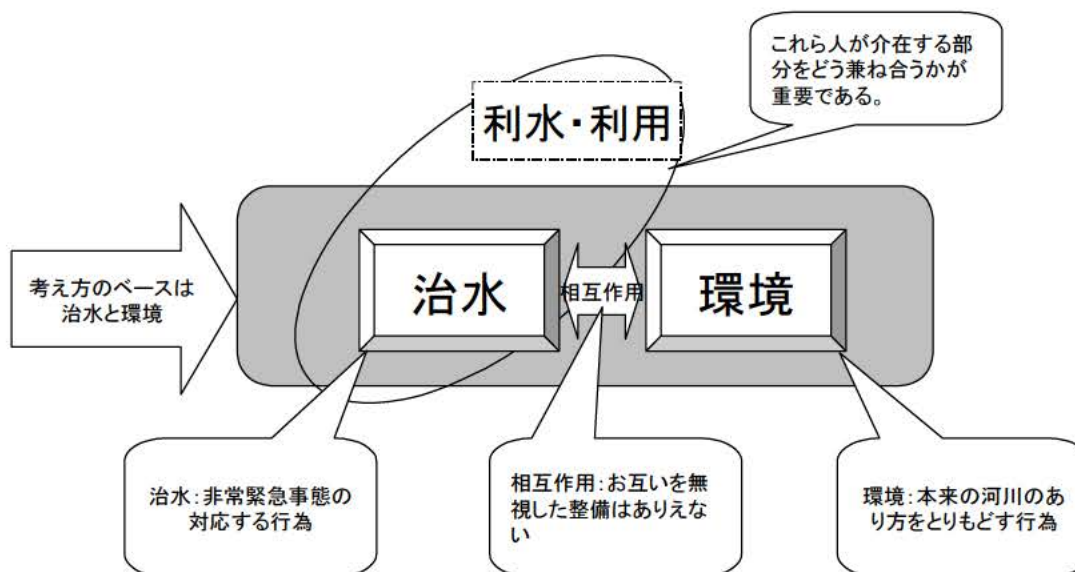
治水、利水・利用、環境の位置づけ、関係性については、以下のような枠組みで考え、整備にあつての考えをまとめている。

考え方のベースとして、人々の生命、財産を守るための「治水」と人々の暮らし、生存の基盤である「環境」を置いている。

河川の整備、管理においては、治水、利水・利用、環境を個別に考えるのではなく、相互に作用するものとして、人と河川環境との関係、すなわち、人と川との関わりをどう考えていくのか、ということ踏まえ、検討し、進める必要がある。

治水・利水・環境の枠組みの捉え直し方

- ◆従来の治水・利水・環境の並列的捉え方に代えるべき枠組みは何か？



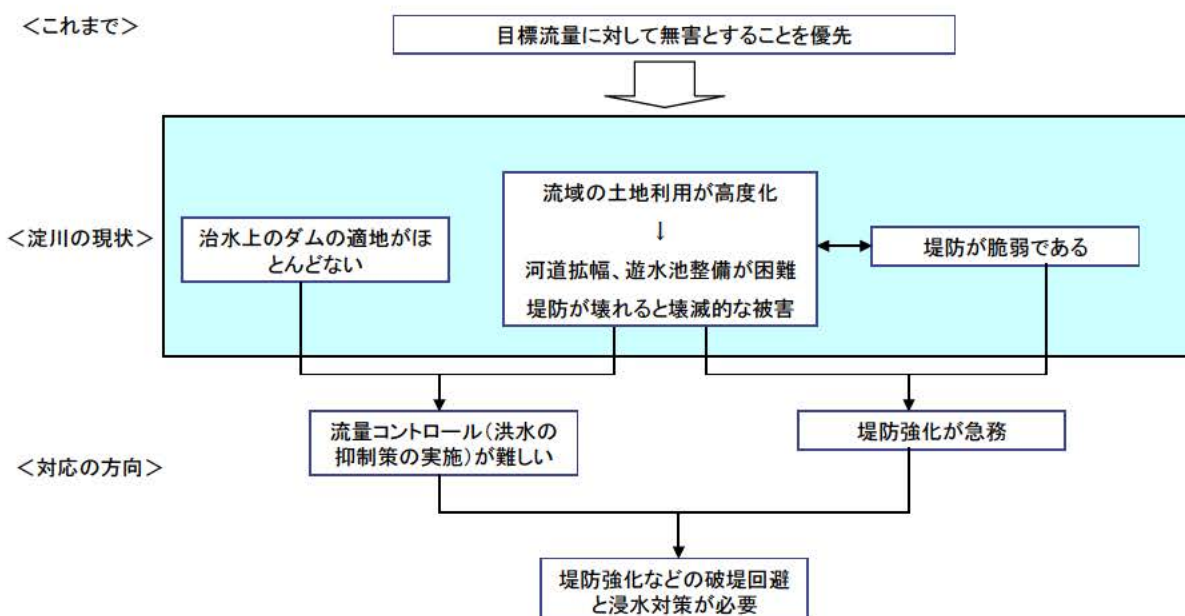
5-2 治水・防災

(1) 洪水

<基本的な考え方>

- ・ 目標流量を決めて堤防をより高く整備していく考え方から、壊滅的な被害を防ぐことを優先に進める考え方に転換すべき。
- ・ 破堤回避と浸水対策とを同時に進める。実施にあたっては、場所ごとの緊急性に配慮することが重要である。
- ・ 土地利用についても規制などの対策まで検討する。流域自治体や関係省庁などに働きかけ、計画に盛り込むべき。

治水の考え方



< 対策の考え方 >

対策の考え方は「まず行うべき」当面の対策と「次いで」行う長期的従来の方法に加えるべき対策に分けて以下のように整理した。

- ・ まず行うべき対策としては、ハード面では破堤回避のための現状の堤防の強化を行う。また、時間のかかるスーパー堤防化についても順次進めていく。また、基本的な考え方の転換を反映したダム等の運用の見直しや浸水の危険性の高い低平地の買い上げによる遊水池の確保などの施策を取り組み始める。ソフト面では、浸水対策の充実などのために新たな水防体制の構築に加え、ハザードマップによる周知や避難体制の充実などの平常時からの危機対応を行う
- ・ 次いで、河川の中の施設(ダム、堰等)の撤去や改善、必要な箇所には新設を行っていく。また、都市機能と一体となった遊水池の整備(遊水池機能をもった都市公園等)などを行っていく。また、都市計画と整合のとれた河川整備を進めていくため、土地利用の制限とそれに関連する法制度の整備などを行っていく。

治水の考え方(対策)

	まず行うべき (当面)	次いで (長期的、従来の方法に加えて)
ハード (施設対応)	<ul style="list-style-type: none">・現状の堤防の強化・スーパー堤防化・ダム等の運用の見直し・土地の買い上げ等による遊水池の確保	<ul style="list-style-type: none">・施設(ダム、堰……)の撤去、改善、新設・遊水池の整備(遊水池機能をもった都市公園等)
ソフト (非施設対応)	<ul style="list-style-type: none">・新たな水防体制の構築(河川レンジャー等)・ハザードマップの整備・活用・避難体制の充実強化・新規立地の制限	<ul style="list-style-type: none">・土地利用の制限・危険地からの移転を可能とする法制度の整備

(3) 高潮

(4) 地震・津波

(5) 土砂災害

5 - 3 環境

<基本的な考え方>

- ・ これまでに損なわれてきた本来の川らしい環境を回復する。「水質・水量・土砂量」の適正化によって、生物・生態系の多様性が確保された、原体験・原風景が得られる川、飲める水・安全な水・泳げる川をめざす。
- ・ 自然の回復においては、「自然が自ら再生できる状態を造る」ことが重要であり、地域や状況によってはそれを人が手伝うことも必要である。

(1) 水質・水量・土砂量

流入対策・排水対策

- ・ 農業排水、生活排水、下水の排水対策が重要であり、流域全体で対応を検討すべき。
- ・ 農業（農薬）の問題は流域で考える。
自然のリズム、生態系に配慮した水位変動
- ・ ダムの運用の見直し
- ・ 高水敷きの切り下げなど河川形状による工夫

(2) 河川の連続性の確保

- ・ 縦断方向、横断方向の河川環境の連続性を確保する。森～湖沼・川～海（大阪湾）の連続化をはかる。
- ・ 海のことを十分意識した環境対策（汚濁物質、有害物質を大量に流す洪水時の水質改善：森林保全、農薬使用抑制、流域での浸透の促進）を行う。
- ・ 魚道の設置、ダム・堰堤の改善を行う。

(3) 淀川固有の生態系の維持、回復

- ・ 琵琶湖・淀川に特有の生態系と多様性を維持、回復する。
- ・ 漁業固有の生態系に十分配慮して行う。
- ・ 本来の河川が持っていた浅瀬の復活などにより、外来種が繁殖しやすい河川環境を改善する。

(4) 親しみやすい川、学べる川

- ・ 川へのアプローチを改善し、親しむ機会をつくる
- ・ 自己責任に基づく体験学習の仕組みをつくる（川の怖さを知るなど）

(5) 景観の保全

- ・ 河川らしい景観の復活・創造を進める。
- ・ 河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響（堤外地の河畔林は洪水へ影響がある場合には切る、竹林は越水に対して流速を減少させる等）、生物の生息

域・回廊など多様な意味合いを考えて整備の方向を考える。

(6) 河川モニタリングの継続

- ・研究者、市民団体、住民が参加してモニタリングする仕組みづくり
- ・川の管理、監視を日常的に担う人（河川レンジャーなど）をつくる

(7) 環境教育の推進

- ・環境学習の機会がもてるシステムの構築

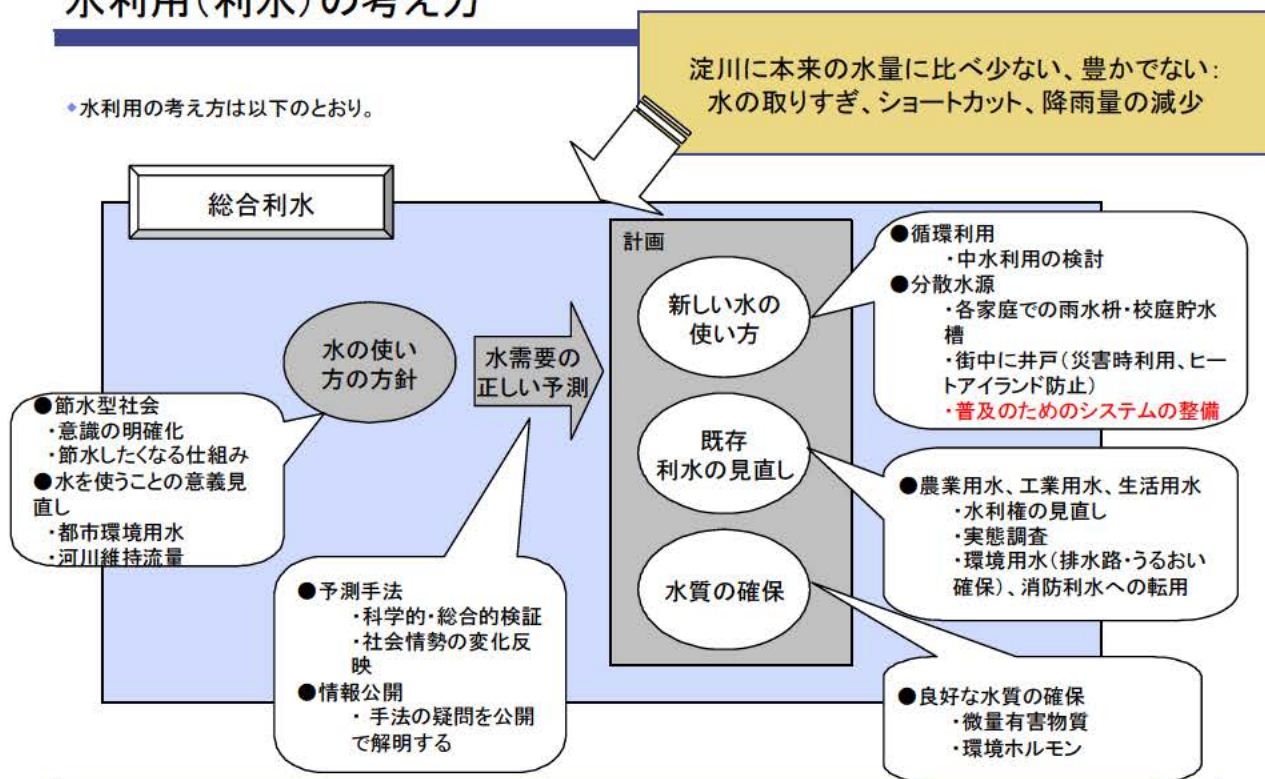
5-4 利水・利用

(1) 利水

<基本的な考え方>

- ・ 供給主体が個別に行う需要追従型の需要予測を積み上げて流域全体の水資源開発を進めることから、節水型社会や新しい水の使い方の推進も含めた総合的な利水を前提とする、流域全体で水需給をマネジメントするシステムへ転換すべき。
- ・ 流域全体で水需給をマネジメントするシステムの実現に向けては、「水需要の正しい予測と公開」、循環利用、分散水源などの「新しい水の使い方」「既存の利水の見直し」安全な「水質の確保」が必要である。
- ・ また、節水すれば儲かる仕組み、水利権の縮減がメリットを生む仕組み、分散水源を誘導する制度など経済的・社会的メリットの出る仕組みが重要。

水利用(利水)の考え方



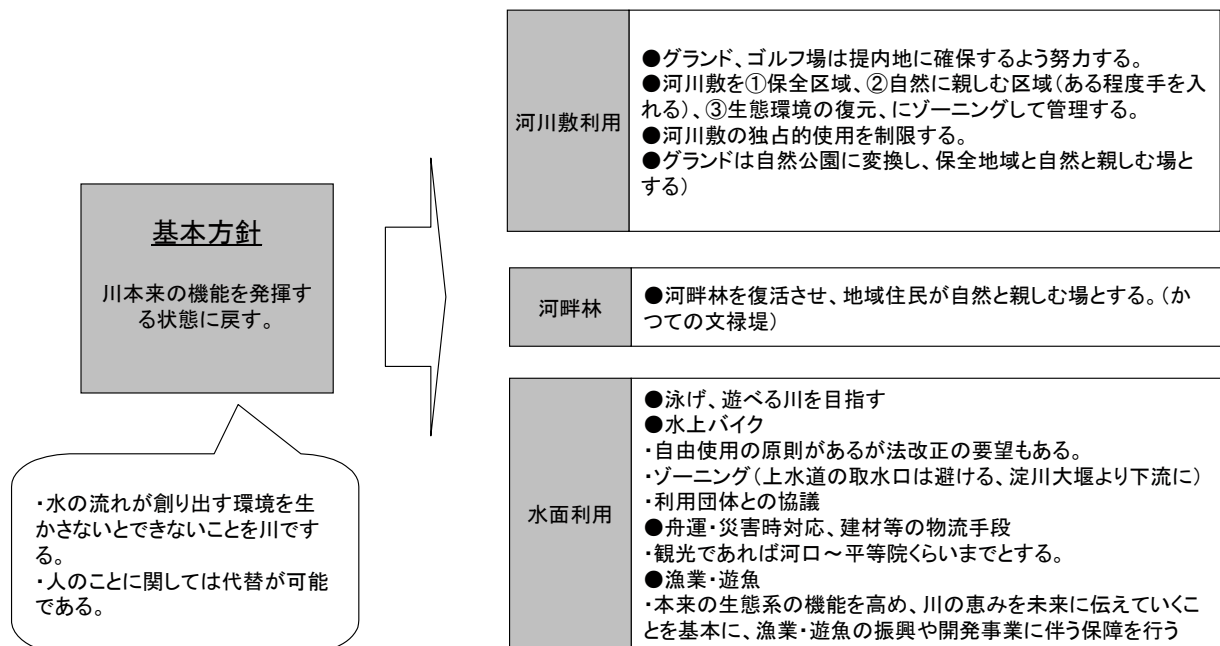
(2) 利用

< 基本的な考え方 >

これまでの無秩序で際限の無い河川利用が、川本来の機能を弱体化させてしまったことを踏まえ、今後は、「川本来の機能を発揮できる状態に戻す」を基本に、河川環境を活かさないといけないことを、川を利用して行うこととする。

空間利用の考え方

◆河川空間利用の考え方は以下のとおり。



6 . 計画策定、推進のあり方

(1) 計画策定にあたって

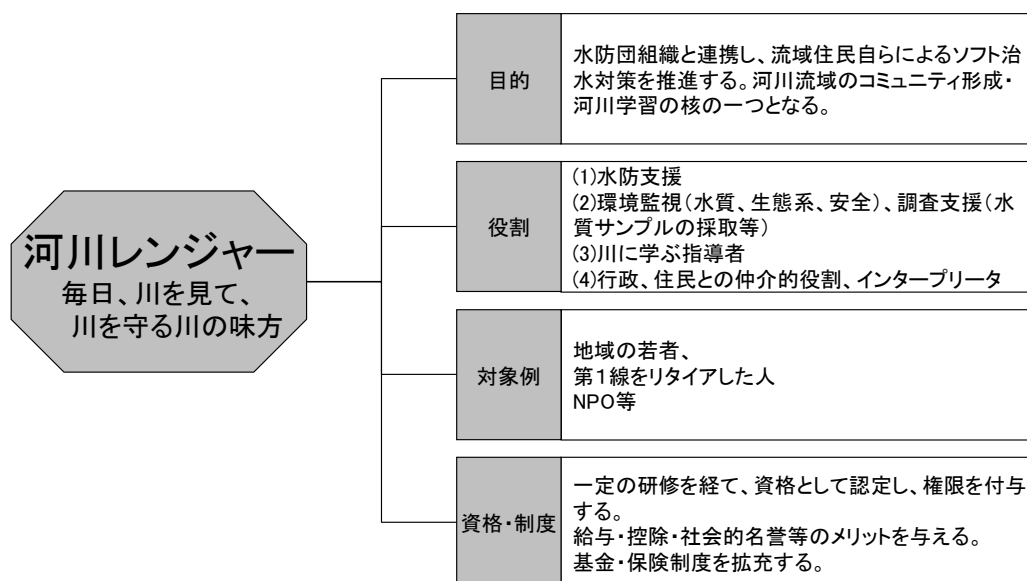
- 住民意見の反映
- 地域の歴史、文化的特性の反映
- 事業の進め方
- 維持管理まで含めた整備のあり方の検討
- 流域全域を含んだ計画策定、推進

(2) 計画推進にあたって

- 流域管理のあり方
 - 流域センターの設立
 - 流域管理委員会
 - 河川レンジャーの創設
- 治水、環境保全、適正な河川利用促進のために、河川管理の担い手として権限を有する「河川レンジャー」の創設を提案する。

整備計画推進の考え方(河川レンジャーの創設)

◆ソフト的治水対策の一環として、河川の管理の担い手として「河川レンジャー」体制構築を提唱する。



情報の共有とパートナーシップ

- ・ 住民が持っている情報、知識の活用
- ・ 情報や意見が行政へ届く仕組みの検討

実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理

- ・ 進捗チェックリスト

河川に関する意識改革、教育

- ・ 川に学ぶ機会の創設